

山梨県立愛宕山少年自然の家給食業務委託業者募集要項

1 基本的な考え方

山梨県立愛宕山少年自然の家（以下「愛宕山少年自然の家」という。）では、利用者への食事提供のための業務を委託する民間業者を募集する。

調理業務等を実施する民間の業者の決定にあたっては、社会教育施設としての教育的意義や役割を十分に理解し、安全で安心した食事の提供を安定的、継続的に履行できる経験と能力を持つ業者を選定することが求められる。

以上のようなことから、業者の業務実績、給食業務への理解度、衛生管理体制及び業務遂行能力等を総合的に審査して委託業者を選定する公募型プロポーザル方式を採用することとする。

2 業務の概要

業務委託名	山梨県立愛宕山少年自然の家給食業務委託
履行場所	山梨県甲府市愛宕町 358-1
施設構造	鉄筋コンクリート（3F）食堂 156 m ² ・厨房 63 m ²
対象者	愛宕山少年自然の家利用者
業務内容	「5 委託業務の内容」のとおり

3 業者選定の方法

公募型プロポーザル方式

4 契約期間

契約期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 委託業務の内容

- (1) 献立作成
- (2) 食材調達
- (3) 食材検収の作業
- (4) 調理、盛付け、配膳
- (5) 食器等の洗浄・消毒・保管
- (6) 残菜、残飯及び厨芥等の集積・処理
- (7) 施設・設備の清掃及び点検
- (8) 食事受注のための利用者対応
- (9) その他、付帯する業務

6 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 営業するために必要な許可等（食品衛生法の営業許可、食品衛生責任者の配置）を得られること
- (2) 次のいずれかに該当する法人等でないこと
 - ① 法人税、消費税、法人事業税、法人県民税又は地方消費税を滞納しているもの

- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされているもの
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの
 - ④ 食品衛生法又は関係法令等に基づく行政処分を受けているもの
- (3)山梨県内に本社又は営業所等を有し、愛宕山少年自然の家との連絡・調整が速やかに行えること

7 申請手続等

(1) 募集等のスケジュール

募集要項等の配布	令和3年12月24日（金）から
現地説明会	令和4年1月24日（月）
提出書類等の受付	令和4年2月1日（火）から 令和4年2月7日（月）まで

(2) 募集要項等の配布

令和3年12月24日（金）から

愛宕山少年自然の家ホームページへ掲載するほか、希望する場合は「13 問合せ先」において午前9時から午後5時まで配布する。

(3) 現地説明会

開催日時：令和4年1月24日（月）午前10時00分から

集合場所：愛宕山少年自然の家3階 入所生入口前

開催場所：愛宕山少年自然の家 食堂

内 容：「募集要項」及び「給食業務等委託仕様書」の説明、施設見学、質疑応答

申込方法：電話か直接来所し、開催日時前日までに申し込む

(4) 申請書等の受付

受付期間 令和4年2月1日（火）から令和4年2月7日（月）まで

受付時間 午前9時から午後5時まで

(5) 申請書類

①提出部数

申請書類は、A4判とし、2部を提出すること。（1部はコピー可）

②申請書類

ア 山梨県立愛宕山少年自然の家給食業務受託申請書（様式1）

イ 自然の家給食業務の実施に関する計画書（様式2）

① 自然の家給食業務に対する基本的な考え方について

② 業務実施体制（人的体制）について

③ 安全及び衛生について

④ 給食献立及び食材調達について

ウ 申請する法人等に関する書類

① 法人等概要書（様式3）

- ② 誓約書（様式 4）
 - ③ 営業するために必要な許可等（食品衛生法の営業許可、食品衛生責任者の配置）が証明できる書類。
 - ④ 法人税、消費税、法人事業税、法人県民税又は地方消費税を滞納していないことが証明できる書類。
- (6) 提出先 愛宕山少年自然の家 4階 事務室
- (7) 提出方法
持参により提出すること
※郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない
- (8) 申請書提出後に、辞退したい場合は、その旨を書面（辞退届）で提出すること

8 業者選定

- (1) 一次審査は、提出された法人等概要書をもとに、資格審査を行う。なお、審査結果については、書面により令和4年2月中旬までに通知する
- (2) 二次審査は、書類審査、ヒアリングを行い、合計評価点を算出し、最高点（1位）の業者を選定する
- (3) 業者選定に際して評価が同点の場合は、山梨県立愛宕山少年自然の家給食業務の実施に関する計画書「③ 安全及び衛生について」の合計評価点が、より上位の業者を選定する
- (4) 評価基準は、提出された計画書の各項目を20点満点、ヒアリングを20点とした合計100点とする
- (5) ヒアリングは、2月下旬を予定しており、一次審査通過団体に通知する

9 経費の負担

- (1) 青少年協会が負担する経費
厨房設備、食堂のテーブル、椅子
- (2) 受託者が負担する経費
食材費、光熱水費、食堂で使用する人件費（健康診断費、腸内殺菌検査費を含む）、残飯処理費用、消耗品等（調味料、油、洗剤、調理員の被服類、衛生消耗品）、標準献立検討会等に係る費用

10 遵守法令

[法令等]

- ・食品衛生法
- ・労働基準法等の労働関係法令
- ・その他の関連法規

11 リスク管理方針

契約締結後の愛宕山少年自然の家と受託者の主なリスク分担方針は、以下のとおりである。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものである。

《リスク分担方針》

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		自然の家	受託者
事業の中止・延期に関するリスク	山梨県の指示によるもの		○
	自然の家の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破たん		○
不可抗力リスク	天災等による履行不能		○
許認可リスク	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変更リスク	事業内容の変更	○	
運営費上昇リスク	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷リスク	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能リスク	仕様書内容と不適合		○
需要変動リスク	食堂の日々の変動に伴う勤務調整		○
	上記以外		○
調理事故・異物混入等リスク	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

12 本事業の実施状況の監視及び評価

愛宕山少年自然の家は、事業契約に基づき、提出されるサービスを確認するため、本事業の実施状況の監視及び評価を次のとおり行うものである

(1) モニタリング

受託者が提供するサービス内容の把握を目的に、定期的又は随時、監視及び評価を行う

(2) 改善指導・改善指示等

事業契約書及び仕様書等で定められたサービス水準を充足していないことが判明した場合は、改善指導や改善指示を行い、それに従わない場合は契約解除や一部契約解除等の措置をとることがある

13 問合せ先

〒400-0023 甲府市愛宕町 358-1

山梨県立愛宕山少年自然の家

電話 055-253-5933

FAX 055-253-5974

電子メール atagoyama@yya.or.jp